

各支給認定保護者の皆様

菜の花こども園

令和5年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和5年度、本園が代理受領した施設型給付費の額は、各支給認定保護者について、以下の表に記載の本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく施設型給付費等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています(この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます)。

・「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26年内閣府令39号)第14条第1項(第50条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和5年度の実績を御報告するものです。(あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません)

菜の花こども園に係る各支給認定子どもの公定価格の額(令和5年度)

単位:円

	保育部分								幼稚園部分		
	0歳児		1、2歳児		3歳児		4歳以上児		満3歳児	3歳児	4、5歳児
	標準時間認定	短時間認定	標準時間認定	短時間認定	標準時間認定	短時間認定	標準時間認定	短時間認定			
4月	213,960	207,810	131,840	125,690	87,730	81,580	71,310	65,160	226,070	226,070	209,080
5月	213,960	207,810	131,840	125,690	87,730	81,580	71,310	65,160	222,600	222,600	205,610
6月	213,860	207,710	131,740	125,590	87,630	81,480	71,210	65,060	222,600	222,600	205,610
7月	213,860	207,710	131,740	125,590	87,630	81,480	71,210	65,060	219,670	219,670	202,680
8月	213,910	207,760	131,790	125,640	87,680	81,530	71,260	65,110	214,970	214,970	197,980
9月	213,860	207,710	131,740	125,590	87,630	81,480	71,210	65,060	213,050	213,050	196,060
10月	213,860	207,710	131,740	125,590	87,630	81,480	71,210	65,060	213,050	213,050	196,060
11月	213,810	207,660	131,690	125,540	79,370	73,220	71,160	65,010	201,480	201,480	192,900
12月	213,810	207,660	131,690	125,540	79,370	73,220	71,160	65,010	201,480	201,480	192,900
1月	213,810	207,660	131,690	125,540	79,370	73,220	71,160	65,010	201,480	201,480	192,900
2月	213,810	207,660	131,690	125,540	79,370	73,220	71,160	65,010	201,480	201,480	192,900
3月	214,690	208,540	132,570	126,420	80,250	74,100	72,040	65,890	205,850	205,850	197,270

※月の途中に入退所した子どもについては、在籍日数に応じた日割計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要があります。